

興行場法施行細則

昭和59年9月27日
規則第42号

改正 昭和61年6月23日規則第18号 平成13年3月29日規則第19号
令和2年12月14日規則第61号 令和3年3月29日規則第41号
令和5年12月11日規則第51号

興行場法施行細則をここに公布する。

興行場法施行細則

興行場法施行細則（昭和23年長野県規則第54号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）及び興行場法施行条例（昭和59年長野県条例第23号。以下「条例」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

（許可申請）

第2条 法第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、興行場営業許可申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

（承継の届出）

第3条 法第2条の2第1項の規定により営業者の地位を承継した者は、興行場営業承継届（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

追加〔昭和61年規則18号〕、一部改正〔平成13年規則19号〕

（定員の基準）

第4条 条例第3条第4号の規定による定員は、次の各号に定めるところにより算定した数を合算した数の人員とする。

- （1） 固定式のいす席の数（長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.4メートルで除して得た数）
- （2） 立見席の床面積を0.2平方メートルで除して得た数
- （3） 前2号の客席部以外の客席部の床面積を0.5平方メートルで除して得た数

一部改正〔昭和61年規則18号〕

（衛生上必要な備品の設置）

第5条 条例第3条第5号の規定による備品の設置は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 適当な数の不浸透性材料で作られたごみ入れを備え置くこと。
- （2） 入口に靴等に付着した泥土を除去するためのマット等を備え置くこと。
- （3） 客席部の入場者の見やすい場所に温度計及び湿度計を備え置くこと。

一部改正〔昭和61年規則18号〕

（許可申請書の記載事項の変更等の届出）

第6条 興行場営業を営む者は、興行場営業許可申請書又は興行場営業承継届に記載した事項を変更し、又は営業の全部若しくは一部を停止し、若しくは廃止したときは、10日以内に知事にその旨を届け出なければならない。

一部改正〔昭和61年規則18号・平成13年19号〕

（書類の経由）

第7条 この規則により知事に提出する書類は、所轄保健所の長を経由しなければならない。

一部改正〔昭和61年規則18号〕

附 則

この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（昭和61年6月23日規則第18号）

この規則は、昭和61年6月24日から施行する。

附 則（平成13年3月29日規則第19号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月14日規則第61号）

この規則は、令和2年12月15日から施行する。

附 則（令和3年3月29日規則第41号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月11日規則第51号）

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

W（様式第1号）（第2条関係）

興行場営業許可申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住所（法人にあつては、事務所の所在地）

電話（ ）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）

年 月 日生（法人の場合を除く。）

下記のとおり、興行場を営業することを許可してください。

記

1 営業施設の所在地

電話（ ）

2 営業施設の名称

3 営業施設の種類

4 営業期間（営業期間が1月を超えないものに限る。）

年 月 日から 年 月 日まで

5 構造設備等の概要（別紙のとおり）

(別紙)

構造設備等の概要

1 建物の規模

区分	面	積
総床面積		m ²
客席部面積	いす席の部分	m ²
	立見席の部分	m ²
	その他の部分	m ²
	小計	m ²

2 建物の構造 階建造

3 換気の状態

機械換気設備 空調設備 自然換気

4 照明の状態

機械照明 自然採光 両者併用

5 いす席の状態

(1) 占用幅員 cm

(2) いす背の間隔 cm

6 入場者の定員

区分	定員
いす席の部分	人
立見席の部分	人
その他の部分	人
合計	人

7 便所

(1) 方式の別 水洗式 くみ取り式

(2) 箇所数

階	箇所数	大便器個数	小便器個数	兼用便器個数
合計				

(添付書類)

- 申請者が法人の場合は、登記事項証明書
- 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し
- 建物配置図及び各階平面図（縮尺100分の1以上のもの）
- 営業施設の周辺200メートル以内の主な地物を明示した見取図
一部改正〔昭和61年規則18号・平成13年19号・令和2年61号・3年41号・5年51号〕

W (様式第2号) (第3条関係)

(譲渡の場合)

興行場営業承継届

年 月 日

長野県知事 殿

住所 (法人にあつては、事務所の所在地)

電話 ()

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

年 月 日生 (法人の場合を除く。)

下記のとおり、興行場の営業を承継しました。

記

- 1 営業を譲渡した者の住所及び氏名 (法人にあつては、その名称、事務所の所在地及び代表者氏名)
- 2 譲渡の年月日
- 3 営業施設の名称及び所在地
- 4 営業施設の許可年月日及び番号

- (添付書類) 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(相続、合併又は分割の場合)

興行場営業承継届

年 月 日

長野県知事 殿

住所 (合併又は分割による場合にあつては、法人の
主たる事務所の所在地)

電話 ()

氏名 (合併又は分割による場合にあつては、法人の
名称及び代表者氏名)

年 月 日生 被相続人との続柄

(合併又は分割による場合を除く。)

下記のとおり、興行場の営業を承継しました。

記

- 1 被相続人の住所及び氏名 (合併により消滅した法人又は分割前の法人の名称、事務所所在地及び代表者氏名)
- 2 相続開始 (合併、分割) の年月日
- 3 営業施設の名称及び所在地
- 4 営業施設の許可年月日及び番号

(添付書類) 1 相続による場合にあつては、次に掲げる書類

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則 (平成17年法務省令第18号) 第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書
- 2 合併による場合にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 3 分割による場合にあつては、分割により興行場営業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

全部改正 (令和5年規則51号)